

令和2年度 宮城県森林審議会第3回森林保全部会 議事録

日時 令和2年12月18日（金）

午前10時から午前11時30分まで

場所 県庁4階 特別会議室

配付資料

資料1

「SSJメガソーラー70合同会社が行う太陽光発電施設用地の造成（丸森町石羽地区）」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、進藤委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、今回の森林審議会(保全部会を含む)より、議事録署名を省略する旨を説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度3回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「SSJメガソーラー70合同会社」に係る案件をご審議

いただきます。その後(2)「その他」を挟みまして、終了時刻は午前11時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

諮問案件である(1)「SSJメガソーラー70合同会社が行う太陽光発電施設用地の造成」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

(添付資料15ページ、丸森町長からの意見書が7項目であるのに対し、事業者からの回答は8項目となっていることについて、丸森町より差替えの依頼があり、8項目となったことを説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

大山委員：2点質問いたします。

5ページの「名義変更のお知らせ」中、「合意事項」の欄に記載の日付が空欄となっております。これは書類不備になってしまうのではないのでしょうか。ご確認ください。

申請者：ご指摘いただきました資料につきましては、見落としがあったようでございますので、確認の上事務局に回答させていただきます。

大山委員：承知しました。もう1点ですが、9ページ「その他特に配慮した事項」において、「土地については、撤去後放置することなく、緑化する。」や「植林を行う」等の記載があります。

帰化植物の樹木を植栽したことで地域の環境が攪乱される、といった事例を時折見ることがあります。こういったことを防ぐために、地域の自然再生の視点を持って緑化や植林を行っていただきたいと思っております。

申請者：承知いたしました。緑化や植栽におきましては、町や県と相談しながら適切に対応いたします。

丸尾委員：15、16ページ、「法面及び切土法面の種子吹付は、定着しないおそれがあるため工法に配慮すること。」という丸森町長意見に対して、「工法に配慮し施工致します。」と回答されています。具体的にどのように配慮するのでしょうか。

申請者：具体的に申し上げますと、種子吹付に変え、客土吹付工をはじめとする現地に定着しやすい工法を検討しております。

実際にどの工法を採用するかにつきましては、現地の状況、土質によって決定する予定であります。

丸尾委員：よろしく願いいたします。

引き続き丸森町長からの意見書の項目7において、「隣接する県立自然公園地域に影響がないように対処すること」といった意見に対し、「対処致します。」との回答となっております。

具体的にどのような対処を検討しているのでしょうか。

申請者：当該事業区域と隣接自然公園区域の境界は尾根であり、林地開発許可の基準のとおり林帯幅を適切に確保しておりますので、物理的には影響が出ないという認識であります。

実際の施工におきましては、計画どおりの開発区域界を厳守し伐採、造成を行いますので、自然公園区域への影響は無いものと考えております。

丸尾委員：そのとおり施工をお願いいたします。

川村部会長：事業区域内に自然公園区域は一切無いという理解でよろしいですね。

申請者：そのとおりでございます。

丸尾委員：最後の質問です。

9ページ中、「その他特に配慮した事項」において、事業終了後に土地を返却した後も、防災調整池を2年間申請者が管理する記載がありました。加えて、防災調整池を縮小していくといった記載もありますが、こちらも申請者が行うという解釈で間違いありませんか。

申請者：そのとおりでございます。

丸尾委員：よろしく願いいたします。以上です。

佐藤委員：4点ほどお聞かせください。

御社では全国的にどのくらいの太陽光発電事業を行っているのでしょうか。また、そのうち宮城県内では何件になるのでしょうか。

申請者：全国では、北海道から九州まで約70箇所太陽光発電所を建設しております。宮城県内では栗原市に1件、そして当該審議案件の計2つの計画が進行中でございます。

佐藤委員：用途の変更も含めて開発予定地は2筆とのことですが、前所有者も何か開発行為を検討されていたのでしょうか。

申請者：当該事業区域に隣接している土取り現場のことについて、ということでしょうか。

佐藤委員：はい。

申請者：土取りを目的とする林地開発許可を受けていると認識しております。現在は休止しているとのことですが、事業は継続すると聞いております。

川村部会長：当該事業計画地内に土取りの計画があったということですか。

申請者：隣接地に、です。

川村部会長：当該太陽光発電の計画は、新規の事業計画ということですね。

申請者：そのとおりでございます。

新規に申請いたしまして、現在審査を受けているという状況でございます。

佐藤委員：林地開発許可の4つの基準に関しては、先程の事務局の説明のとおり満たしている、とのことでした。

ご存知のとおり丸森町は令和元年度台風災害により、このような太陽光発電計画に対してはとても厳しい態度を取っております。地域との軋轢を生じさせないように、説明会等できうる限りの対応をお願いいたします。

加えまして、私は「緑の山を次世代に繋ぐ」という目的の下活動を行っておりますが、開発行為も経済活動として無くてはならないものであります。

現在日本は、2050年までに「脱炭素社会」を目指すという指針により、二酸化炭素排出0を目指すべく、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの普及が急がれております。

併せて、二酸化炭素の削減には森林が不可欠でありますので、事業計画のとおり、残置森林や造成森林は適切に管理を行っていただきたく思います。

申請者：承知いたしました。森林の維持管理を徹底してまいりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

川村部会長：何点か質問いたします。

ドローン映像や添付資料の現況写真等には、かなりの面積で広葉樹やアカマツが伐採されている箇所が見受けられます。これらは、当該開発行為のために申請者が伐採したものではなく、

土地所有者が伐採したもの、という理解でよろしいですね。

申請者：そのとおりでございます。

川村部会長：事業計画書によると、住民説明会を3回開催しているとのことですが、その席上で関係者から要望が出たのであれば、どのように回答したのかを教えてください。

申請者：3回開催いたしました住民説明会の中で、3点大きな議題がありました。

1点目が、放流先の河川への影響、でございました。

2点目が、20年後の設備撤去費用に関わること、でございました。

3点目が、なぜ被災地である丸森町で事業を行うのか、でございました。

これら議題に対する回答といたしまして、まず放流先への影響については、防災調整池を適切に配置することで水害を防止すること、加えて土砂溜を設置することで濁流流出を防止することを図面を提示し、説明いたしました。

20年後の施設撤去費用につきましては、資源エネルギー庁が施行しておりますガイドラインに則し、積み立てを行うことを説明いたしました。

3点目につきましては、回答がとても難しい議題でございました。当該事業計画はかなり前から検討されており、各種許認可手続きも進んでいた中で災害が発生してしまいました。

先程委員からもお言葉があったとおり、再生と森林保全という2つの観点から丸森町に貢献していきたい、という趣旨の説明をさせていただきました。

川村部会長：わかりました。

続けて事業計画書「その他特に特に配慮した事項」中、事業期間終了後は植栽を行う旨の記載がありますが、現計画において「事業期間」とは、固定価格買取制度上の20年という理解でよろしいでしょうか。

申請者：基本的に20年が1つの区切りとなります。しかし、20年後の状況によっては、事業を継続することも考えております。

川村部会長：最終的に事業期間が終了した際には、植林等により復旧を行うとなっており、これは土地所有者との契約に基づくものであると思われまます。その際の植栽樹種や区域に関して、詳しいことまで決まっているのでしょうか。

申請者：契約内容を詰めている段階でございますが、具体的な樹種等の確定までには至っておりません。引き続き土地所有者と協議を続けてまいります。

川村部会長：当該開発行為地の土地所有者についてですが、「数名共有」という土地なのでしょ

うか。

申請者：そのとおりでございます。元々土地所有者は1名でしたが、ご親族に権利贈与を行ったようです。現在の土地所有者は全員ご親族であると聞いております。

川村部会長：わかりました。私からの要望でございますが、事業計画書に事業期間終了後は原状回復を行うという記載がありますので、土地所有者とよく話し合っ、原状回復の方法を検討し、確実に実行してください。

申請者：承知いたしました。

大山委員：樹種について、事業計画書にはコナラ等を2000本/ha植栽するという計画となっております。

植生遷移を考慮しますと伐採跡地植物群落の構成種である低木を混植する、具体的には事業区域周辺ではタラノキ、アカメガシワ等となりますが、植生遷移の早い段階のものをコナラに混植していただけると、後の森林回復がスムーズになりますので、是非とも検討していただきたいと思ひます。

申請者：承知いたしました。検討、相談各種行わせていただきます。

川村部会長：他にございせんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「SSJメガソーラー70合同会社が行う太陽光発電施設用地の造成」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」なお、留意事項といたしまして、「事業完了後は確実に森林に復元するよう努めること」を付して答申することにご異議ございせんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

以上で審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

川村部会長：次に(2)「その他」についてですが、事務局から何かございますか。

事務局：(太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可基準の変更について説明)

川村部会長：他になにかございますか。

全委員：なし。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

(以上)